

令和4年1月13日

保護者様

笠岡市教育委員会
教育長 岡田 達也

新型コロナウイルス感染症に係るご家庭へのお願い（笠岡市）

平素から、笠岡市の教育活動へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
感染拡大防止対策を講じながら学校行事を実施する中、保護者の皆様におかれましては、ご家庭での感染防止対策、登校の取扱いの対応にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

感染力が強いとされるオミクロン株の流行状況等により、岡山県の感染状況が、「レベル2」になったことを受け、1月14日より、笠岡市の学校の行動基準を「レベル2」の対応とすることとなりました。

このことを受け、令和4年1月14日より、「小・中学校における登校の取扱いについて」の「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安（4）児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校できないこととなります。

引き続き、毎日の検温等、感染防止対策へのご理解とご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、今後の状況によっては対応を見直す場合があることを申し添えます。

記

○ 登校前の検温等

- ・登校前には必ず検温し、児童生徒及び同居の家族に発熱や風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）があった場合は、登校を控え自宅で様子を見るようにお願いします。
- ・児童生徒及び同居の家族の朝の検温を含めた健康状態の把握にご協力ください。
- ・検温を忘れた児童生徒には、教室に入る前に必ず検温をすることとします。その際、発熱があった場合や、登校後に発熱や風邪症状が出た場合には、別室で待機し、保護者に連絡の上、帰宅することとなりますので、学校からの連絡やお迎え等に速やかに対応していただきますようお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- （1）児童生徒の感染が判明した場合
- （2）児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- （3）児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- （4）児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）
- （5）保健所の指示により同居の家族等がPCR検査等を受検することになった場合

出席停止とする期間は、上記（1）については、保健所等が指示する日まで、（2）については、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間程度、（3）（4）については、症状がみられなくなるまで、（5）については、検査結果が判明するまでとする。